

令和6年12月9日

盛岡市議会議員 様

請願第 15 号



紹介議員

豊村徹也

住所 宮城県仙台市

氏名 県民の健康を考える会 命の絆

代表 鈴木 由香



連絡先

住所 岩手県盛岡市

氏名 政策立案有志市民会 安部茂樹



連絡先

新型コロナ感染後の後遺症および新型コロナワクチン接種後の健康被害から市民を救済する施策を市に求める請願

(請願趣旨)

2021年4月より接種が開始された新型コロナワクチンは、予防接種健康被害救済制度(以下、救済制度)において、厚生労働省が統計を取り始めた40年以上にわたる期間で報告された全てのワクチンの累計件数を超える最大の救済認定件数(死亡認定903名、死亡認定審査待ち223名。令和6年11月25日時点。厚生労働省の公表数値)であり、現在も増加し続けています。

その一方で、予防接種による健康被害に遭われた方やご遺族にとって、救済制度の申請書の提出は煩雑で、場合によっては添付資料とそれにかかる費用も膨大となり、体調不良を抱える健康被害にあわれた方々にとって、相談から申請に漕ぎつけるだけでも非常にハードルが高く、さらに申請から認否の結果が出るまで1年以上時間がかかっており待たされている状況です。体調不良で普通の生活もままならず、通学も仕事もできない上に、医療費の負担も重くのしかかり、申請を諦めてしまう事例もあり、救済されるべき方が救われていません。また、不認定の決定をされた方のなかには、決定後、その方の副反応症状は認定されるべき症状であるとして後から追加されることもあり、不服申し立てをしても再審査されない方もいる状況です。

大阪府泉大津市では、こうした事態の現状を把握して、新型コロナ罹患の後遺症と新型コロナワクチン後遺症に悩む方々に寄り添い、健康を取り戻してもらうための支援として「新型コロナ及びワクチン後遺症改善プログラム」を毎月開催しているほか、泣き寝入りを作らないように健康被害を受けた方を救済するサポート体制を構築、予防接種健康被害救済制度の申請者に、認定までの期間の医療費の一部を健康被害支援金として給付するなど、自治体を挙げて取り組んでいます。このような具体的な先進事例が、盛岡市でも格差なく取組まれるように願い、以下の通り、請願いたします。

(請願事項)

1. 予防接種健康被害救済制度の申請負担の要望

救済制度申請にかかる文書費用(受信証明書・診断書・診療録開示の写し等)に対する補填すること。

2. 救済制度申請にかかる医療機関へのガイドラインの制定と周知

以下の4点について医療機関へのガイドラインを制定し、実際に患者の診療にあたる医師に周知徹底されるよう各医療機関および自治体関係各所に通知すること。

- ① 申請にかかる文書費の規定
- ② 診療録の記載における注意点の周知
- ③ 受診証明書記載マニュアルの周知
- ④ 診療録開示拒否、受診証明書記載拒否の防止

3. 救済制度に関する医療機関へのガイドラインに則った対応をされず申請ができない患者に対して、その相談や問い合わせを担う窓口を開設すること。

4. 新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請者に医療費の健康被害支援金を給付すること。

5. 盛岡市において市民に向けて「新型コロナ及びワクチン後遺症改善プログラム」を毎月開催すること。

6. 新型コロナワクチン接種後の健康被害や影響について児童・生徒・学生の実態調査すること

7. 盛岡市において首長、保健担当職員、医療従事者と市民が、最新の情報を共有する勉強会を開催すること。

以上